

日之影町三世代同居支援事業補助金

日之影町では、多世代家族による支え合いの暮らしを実現するとともに町内での定住促進と地域活力の向上を図るため、三世代家族の同居に伴う**住宅新築又は既存住宅等の改修工事**を行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部を補助します。

補助対象事業、補助率及び補助限度額

【必須条件】 補助金の申請を行う年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができること。

事業	種類	補助対象者	補助対象事業等	補助率	補助限度額
1	住宅新築	子又は親	三世代同居を行うために新たに建設された一戸建て住宅で、人の居住の用に供したことの無い住宅を建設する費用。 ※この場合、既存住宅に隣接する形で新築する場合や既存住宅を解体して新築する場合の両方を含む。	1/10	80万円
2	既存住宅改修	子又は親	三世代同居に必要な現に居住している住宅に係る以下のいずれかの工事で、対象工事費が30万円以上のものであること。 □居住部分に係る機能回復又は設備改善のために必要な工事 □延べ面積を増やす工事又は既存住宅の全部若しくは一部を解体し、造り替える工事 □附属建物等を居住の用に供するための工事	1/2	50万円

【用語の定義】

- ・子
子・孫世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- ・親
子の父母（どちらか一方を含む）又は祖父母（どちらか一方を含む）をいう。
- ・子・孫世帯
「夫婦いずれかの年齢が40歳未満」又は「中学校修了前の同居の子がいる」世帯をいう。
- ・親世帯
親を構成員とする世帯をいう。
- ・三世代
親世帯及び子・孫世帯をいう。
- ・同居
三世代が同一の住宅に居住すること又は同一の敷地若しくは隣接する敷地に居住することをいう。

【注意】

- ・この補助金の申請は、『同一申請者（世帯員を含む）』又は『同一物件』につき1回限りです。
- ・町内業者以外の者が施行する場合は、上記の額に4分の3を乗じて得た額とします。
- ・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

補助対象者

次の各要件を満たす必要があります。

- 本町に住民登録し1年以上経過していること
- 町内に生活の本拠を置いていること
- 町内で新たに三世代で同居すること又は既に三世代で同居していること
- 申請者及び世帯全員が住民税等を滞納していないこと
- 補助金の交付決定前に原則として事業着手していないこと
- 補助金の交付を受けた日から5年以上三世代同居を継続すること
ただし、就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く
- 過去にこの要綱による補助金又は下記の補助金の交付を受けたことがないこと
 - ・日之影町移住定住奨励金（令和4年まで施行）
 - ・日之影町住宅新築・リフォーム定住促進事業補助金（令和4年度まで施行）
 - ・日之影町移住者居住支援事業補助金（令和5年度より施行）
 - ・日之影町空き家活用定住促進事業補助金（令和5年度より施行）
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

【補助金の返還】

以下のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が生じます。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内（「同居期間5年以内」という。）に対象住宅を譲渡、転売、賃貸又は取り壊したとき。
- (2) 同居期間5年以内に補助対象者が転出又は生活の本拠地を町外に移したとき。
ただし、就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く。



補助金の申請を検討されている方は、**必ず事前にご相談**ください。

お問い合わせ先

日之影町役場地域振興課
人口減少対策係
☎ 0982-87-3801

